

ご存じですか？

被災建築物

応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定」は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行います。

国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。

大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり建物の一部が落下したりして人的被害を起しかねません。

このため、被災者がそのまま家にいいののか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するた

めに、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの。

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

住家被害認定

「罹災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの。

被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、2次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの。


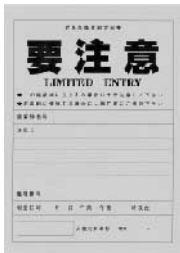

※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際には、ご協力くださいますようよろしくお願いします。



被災建築物応急危険度判定の例

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(緑)	(黄)	(赤)
		
この建物は使用可能です。	この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。	この建物に立ち入ることは危険です。

お問い合わせ

【本庁】情報防災課 南海地震対策係

☎ 43-2188

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3113